

固定資産税納税管理人免除認定申請書

資 産 種 類	土地・家屋 償却資産	物件の 所在地							
市税の徴収の確保に支障を来さないよう下記の注意事項を遵守しますので、高松市市税条例第47条第2項の規定により、 固定資産税の納税管理人の免除を認定されるよう申請します。									
年 月 日 (宛先) 高松市長		納 税 義 務 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">住 所</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">(電話)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個人番号又 は法人番号</td> <td></td> </tr> </table>	住 所	(電話)	氏 名		個人番号又 は法人番号	
住 所	(電話)								
氏 名									
個人番号又 は法人番号									

(注)

- 1 地方税法第355条第2項及び高松市市税条例第47条第2項の規定により、市内に住所等を有しない固定資産税の納税義務者は、納税管理人の引受人がない場合で、固定資産税の徴収の確保に支障がないよう次の事項を確約して市長の認定を受けたときは、納税管理人を定める必要はありません。
 - (1) 定められた納期限内に納付すること。
 - (2) 納税通知書の送付先を明確にすること。
 - ア 上記住所地从ら転居、転出等により異動した場合は、その日から10日以内に現住所の異動届を高松市資産税課に提出すること（異動の都度同様の手続をすること。）。
 - イ 登記所への相続手続が12月末日までに完了しない場合には、現に物件を所有している相続人は、翌年の1月15日までに、現に物件を所有している旨の申告書を高松市資産税課に提出すること。
- 2 前項の市長の認定を受けていない固定資産税の納税義務者が正当な理由がなく納税管理人の申告又は申請をしなかった場合においては、その者に過料を科することになっています。